

平成25年5月14日

各 位

会 社 名 日本フェルト株式会社 代表者名 取締役社長 大山 芳男 (コード番号 3512 東証第1部) 問合せ先 常務取締役 金澤 滋 (TEL. 03-5993-2030)

## 定款一部変更に関するお知らせ

平成 25 年 5 月 14 日開催の当社取締役会におきまして、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 149 回定 時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 提案の理由

- (1) 取締役会を活性化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、 取締役の定員を減員するとともに、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものでありま す。また、これにともない、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。(変更 案第17条・第19条)
- (2)資本政策及び配当政策を機動的に行えるよう、剰余金の配当等を取締役会により行うことができる旨の規定を新設し、併せて同規定の一部と内容が重複する規定の削除を行うものであります。 (変更案第32条・第33条、現行定款第7条・第32条)
- (3) 社外取締役及び社外監査役として適切かつ有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役 及び社外監査役との間で賠償責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(変 更案第24条・第30条)

なお、変更案第24条(社外取締役との責任限定契約)を新設する議案の提出につきましては、 監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

(4) その他、上記各変更にともなう条数の変更、必要な文言の加除等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示すものであります。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規 定により、取締役会の決議によって市場取引等に より自己の株式を取得することができる。	第2章 株 式(削 除)

第<u>8</u>条

(条文記載省略)

第17条

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は12名以内とする。

(選任)

第19条 (条文記載省略)

(任期)

する事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会終結の時までとする。ただし、増員または 補欠として選任された取締役の任期は、在任取締 役の任期の満了する時までとする。

第21条

(条文記載省略)

第24条

(新設)

第5章 監査役および監査役会

第25条

(条文記載省略)

第29条

(新設)

第6章 計 算

(事業年度)

第30条 (条文記載省略)

(新設)

第<u>7</u>条

(現行どおり)

第16条

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は10名以内とする。

(選任)

第18条 (現行どおり)

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了|第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会終結の時までとする。

第20条

(現行どおり)

第23条

(社外取締役との責任限定契約)

第24条 当会社は、会社法第427条第1項の規 定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任 を限定する契約を、社外取締役との間に締結する ことができる。ただし、当該契約に基づく責任の 限度額は、法令が規定する最低責任限度額とす る。

第5章 監査役および監査役会

第25条

(現行どおり)

第29条

(社外監査役との責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規 定により、社外監査役との間に、任務を怠ったこ とによる損害賠償責任を限定する契約を締結す ることができる。ただし、当該契約に基づく責任 の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とす る。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 (現行どおり)

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459 条第1項各号に定める事項については、法令に別 段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によ って定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第31条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(新設)

(新設)

(中間配当)

第32条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第33条 (条文記載省略)

(剰余金の配当の基準日)

第<u>33</u>条 <u>①</u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3 月31日とする。

②当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当 をすることができる。

(削 除)

(配当金の除斥期間)

第34条 (現行どおり)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日

平成 25 年 6 月 27 日予定 平成 25 年 6 月 27 日予定

以上